

札幌市動物愛護管理センターボランティア譲渡等実施要領

〔 令和 6 年 3 月 1 日
生活衛生担当部長決裁 〕

（目的）

第1条 この要領は、札幌市動物愛護管理センター（以下「センター」という。）の収容動物のボランティア譲渡等に関して、札幌市動物愛護管理センター収容動物等取扱要綱（以下「要綱」という。）第9条第3項の規定に基づき必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 この要領における次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 保護ボランティア

第4条第1項に基づく登録を受けたボランティアをいう。

(2) ボランティア譲渡

第三者への譲り渡しを目的としたセンターから保護ボランティアに対する譲渡をいう。

(3) 一時預託

センターから保護ボランティアに対して一時的に動物を預けることをいう。

(4) ボランティア譲渡等

ボランティア譲渡及び一時預託の総称をいう。

（対象動物）

第3条 ボランティア譲渡等の対象となる動物は、次の各号のとおりとする。

(1) ボランティア譲渡

センターの収容動物のうち、要綱第9条第1項の規定に基づき譲渡処分される動物及び、保護ボランティアによる継続的な飼養管理により、センターで収容及び処置を継続することに比して当該動物の心身の健康状態の改善や維持が見込めると判断された動物とする。

(2) 一時預託

センターの収容動物であって、保護ボランティアに対する一時的な預託により、センターで収容及び処置を継続することに比して当該動物の心身の健康状態の改善や維持が見込めると判断された動物とする。

（ボランティア譲渡等対象者の登録）

第4条 ボランティア譲渡又は一時預託を希望する者は、保護ボランティアとしてセンターに登録するものとする。

2 第1項の登録を受けようとする者は、保護ボランティア登録申請書（様式1）に誓約

書（様式2）及び必要書類を添えてセンター所長へ提出することにより申請するものとする。

（登録の実施）

第5条 センターは、保護ボランティア登録申請書を受理したときは、登録チェック表（様式3）に基づき審査する。

2 センターは、前項の申請が第6条各号のいずれかに該当する場合を除き、保護ボランティア登録簿（様式4）に登録するとともに、登録した旨を登録通知書（様式5-1）により申請者に通知する。

3 保護ボランティアの登録審査にあたっては、原則、書類審査及び施設の立ち入り検査を行うものとする。

（登録の拒否）

第6条 センターは、前条に定める審査の結果、第4条の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、登録を拒否し、登録不適格通知書（様式5-2）により申請者に通知する。

(1) 別紙1の基準に不適合である場合

(2) 申請書又は添付書類のうちに虚偽の記載がある場合

(3) 本要領に基づくボランティア登録を取り消されたことがある者による申請である場合

(4) その他、保護ボランティアの登録を受ける者として不適格であるとセンター所長が判断した場合

（登録の更新）

第7条 第4条第1項の登録は、年度ごとにその更新を必要とする。

2 登録の更新の申請は、毎年3月1日から3月31日までの期間に行うこととし、登録の更新を受けなければ、その期間の経過をもって、その効力を失う。

3 登録の更新は、保護ボランティア登録更新申請書（様式6）により申請するものとする。

（ボランティア譲渡等の中止及び登録の取り消し）

第8条 以下各号のいずれかに該当する場合、当該保護ボランティアに対するボランティア譲渡等の中止するとともに、必要に応じて期間を定めた改善指導を行う。

(1) 動物の飼養管理の方法又は飼養施設の衛生管理が不適切であると判断した場合

(2) 別紙1の基準を満たさなくなった場合

(3) 誓約書又は別紙2の遵守事項の内容を遵守していない場合

(4) 第12条に定める譲渡等した動物にかかる記録及び報告が行われていない場合

(5) 正当な理由なく立入検査を拒否する等、飼養管理状況を把握できない場合

2 前項の指導について期間内に十分な改善がなかった場合、当該ボランティアの第4条第1項に基づく登録を取り消す。

- 3 前項の規定に基づき、登録を取り消す場合は、保護ボランティア登録取消通知書（様式7）により当該保護ボランティアに対して通知する。

（変更又は廃止の届け出）

第9条 保護ボランティアは、その登録内容に変更がある場合、保護ボランティア登録内容変更届出書（様式8）により届け出るものとする。

- 2 保護ボランティアは、登録の廃止を希望する場合、保護ボランティア登録抹消届出書（様式9）により届け出るものとする。

（ボランティア譲渡の手続き）

第10条 ボランティア譲渡の手続きは次の各号のとおりとする。

- (1) 保護ボランティアは、ボランティア譲渡を希望する場合、ボランティア譲渡申請書（様式10）により申し込むものとする。
 - (2) ボランティア譲渡に係る動物の引渡しに際しては、保護ボランティアがセンターの指定する場所に引取りに来るものとする。
- 2 センターは、対象動物の体調や収容頭数等の収容状況に基づき必要に応じて保護ボランティアに引取りを求めることができる。
- 3 前項の引取りはボランティア譲渡に準ずるものとみなし、本要領のボランティア譲渡にかかる規定を準用する。
- 4 ボランティア譲渡した動物の所有権については、動物の引渡し時に保護ボランティアに発生するものとみなす。

（一時預託の手続き）

第11条 一時預託の手続きは次の各号のとおりとする。

- (1) センターは一時預託の実施にあたっては、事前に保護ボランティアに対し預かりを求めることができる。
 - (2) 一時預託を行う場合は、保護ボランティアに対して預託書（様式11）を交付するものとする。
 - (3) 一時預託に係る動物の引渡しに際しては、保護ボランティアがセンターの指定する場所に引取りに来るものとする。
- 2 一時預託の期間は、半年以内の期間で保護ボランティアとセンターとの協議により決定するものとする。なお、保護ボランティアとセンターとの協議に基づき、必要に応じて期間を延長することができる。
- (1) 一時預託された動物については、対象動物の体調や収容頭数等の収容状況等を踏まえ、保護ボランティアとセンターとの事前相談の上、センターへの返還又は当該保護ボランティアへの第三者への譲り渡しを目的とした譲渡を行うことができる。
 - (2) 前項の規定により一時預託された動物を当該保護ボランティアに譲渡する場合の手続きは、第10条の規定を準用する。
- 3 一時預託中の動物の所有権については、センターが有するものとし、保護ボランティアに所有権及び処分権は発生しないものとみなす。

- (1) 第8条第1項に定めるボランティア譲渡等の中止に際し、当該保護ボランティアに一時預託中の動物の処遇については、当該保護ボランティアとセンターの協議により決定するものとする。
- (2) 登録の廃止、失効又は取り消しに際し、保護ボランティアに一時預託中の動物については、センターに返還するものとする。
- (3) 一時預託中の預かった動物が死亡したときは、死亡の事実及び飼養施設及び当該動物に係る飼養管理状況について速やかにセンターに報告するとともに、その死体を返還するものとする。

(ボランティア譲渡等に係る記録及び報告)

第12条 保護ボランティアは次の項目を具備したボランティア譲渡台帳を備え、ボランティア譲渡等を受けた犬猫について、適切に記録をするものとする。

- (1) センター収容番号
 - (2) ボランティア譲渡等年月日
 - (3) 性別、毛色、その他特徴
 - (4) 犬の場合においては、狂犬病予防法に基づく畜犬登録番号
 - (5) マイクロチップが装着されている動物については、マイクロチップ番号
 - (6) 飼養状況に関する記録
 - (7) 譲渡、死亡等の顛末
 - (8) 譲り渡しの相手方の氏名、住所、電話番号
- 2 保護ボランティアは当該台帳を、年1回以上センターに提示し、飼養管理や顛末の状況について報告するものとする。
- 3 ボランティア譲渡等した動物が、ボランティア譲渡等の時点で妊娠していた場合、その動物がその妊娠に係る出産（流産、死産等含む）をした場合には、産子の情報を台帳に記録し、速やかにセンターまで提示し報告するものとする。

(保護ボランティアの遵守事項)

第13条 保護ボランティアは「保護ボランティア遵守事項」（別紙2）に掲げる内容を遵守するものとする。

(保護ボランティアへの支援)

第14条 センターは、保護ボランティアからの依頼に応じて、次の各号の支援を行うことができる。

- (1) 不妊手術の実施
- (2) センターの収容動物管理状況に準じた感染症予防ワクチンの接種及び駆虫薬の投与（センターで保有し、収容動物に使用している動物用医薬品に限る）
- (3) 譲渡先となる新しい飼い主さがし（飼い主さがしノートへの掲載）
- (4) 保護ボランティアの収容施設にて死亡した場合や死産に際し、センターで火葬を申し込む場合の火葬代金の免除
- (5) その他、センター所長が必要と判断したもの

- 2 前号の支援の対象となる動物は以下各号のいずれかに該当するものとする。
- (1) ボランティア譲渡等された動物
 - (2) ボランティア譲渡等した動物が、ボランティア譲渡等の時点で妊娠していた場合であって、その動物がその妊娠に係る出産（流産、死産等含む）した場合の産子のうち、第12条第3項の報告のあったもの
- 3 保護ボランティアは第1項第1号及び第2号の支援を求めるときは、「保護ボランティアへの支援依頼書」（様式12）を提出し依頼するものとする。
- 4 保護ボランティアは第1項第4号の支援を求めるときは、「火葬料金減免申請書」（様式13）を提出し依頼するものとする。

（検査）

第15条 センターは、第5条の審査に係る場合の他、必要に応じ、保護ボランティアの飼養施設に立入り、施設及び飼養管理方法について、検査を実施するものとする。

- 2 センターは上記の検査の代替、補足として、必要に応じて保護ボランティアに対し、写真や図面等の飼養施設の情報を提出するよう求めることができる。

（飼養管理に係る費用負担）

第16条 第14条に規定する支援を除き、ボランティア譲渡等された動物の飼養管理等に係る諸費用は保護ボランティアの負担とする。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(別紙 1)

保護ボランティアの登録基準

1 第 5 条にかかる登録の基準については次の各号のとおりとする。

(1) 次のいずれかに該当すること

ア 札幌市動物愛護管理の推進に関する市民団体登録要綱（平成 31 年 3 月 15 日保健福祉局医務監決裁）に基づく登録がなされている団体であって、犬又は猫の取扱いを行っているもの

イ 札幌市内において営業している伴侶動物の診療を専門とする動物病院（往診業のみを行うものを除く）

ウ 札幌市内に保護ボランティアの活動に係る飼養施設を有する個人であって、獣医師又は愛玩動物看護師の免許を有するもの

(2) 次のいずれにも該当しないこと

ア センターから、動物の適正飼養に係る改善指導等を受けたことがあり、かつ改善が認められない者からの申請であること

イ これまでにセンターに対し飼い犬又は飼い猫の引取りを求めたことがある者からの申請であること

ウ 生活保護法の規定に基づき保護の決定を受けている者からの申請であること

(3) 保護ボランティアの活動として使用する各飼養施設が、次の基準を満たすこと。

なお、各基準の具体は動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第 3 条第 1 項及び第 2 項並びに第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令（令和 3 年環境省令第 7 号。以下「基準省令」という。）第一条及び第二条の規定を参考とする。

ア 活動に必要な権限・許可を有すること

イ 飼養施設で飼養するすべての犬猫の飼養頭数に対して基準省令第 2 条第 2 号に相当する人数の従事者が確保できること

ウ 飼養施設ごとに第一種動物取扱業の保管業（飼養施設有）の動物取扱責任者に相当する者が責任者として選任されていること。ただし、第 1 号イに該当する場合で、団体会員の自宅等で飼養する場合は、その飼養管理について統括・監督する責任者を選任することで代えることができる。

エ 次の設備を有すること

- ・運動スペース分離型飼養等として十分な規模、構造、数のケージ等（ふん尿等が漏えいしない構造であり、かつ床面に金網が用いられていないこと）
- ・給餌、給水のための器具
- ・給水及び排水設備
- ・洗浄設備（飼養施設、設備、動物等を洗浄するため洗浄槽等）
- ・消毒設備（飼養施設、設備等を消毒するための噴霧装置等）
- ・汚物、残さ等の廃棄物の集積設備
- ・飼料の保管設備
- ・清掃設備
- ・空調設備（屋外施設を除く）

(別紙 1)

- ・遮光のための又は風雨を遮るための設備（必要のない施設を除く）
- ・新たに受け入れた動物、傷病の動物を他の動物から隔離するための設備

オ 適切な清掃、消毒により清潔が保たれていること、かつ飼養施設の構造や材質が清潔を維持しやすいものであり、清潔が維持されることが見込まれること

カ 飼養又は保管する動物の逸走を防止できる構造及び強度であること

キ 動物の飼養又は管理に係る作業の実施に必要な空間があること

ク ねずみ、はえ等、衛生動物が侵入する恐れがある場合、その侵入を防止できる構造であること

(4) 飼養している動物について、以下に該当すること

ア 適切な係留を実施しており、逸走防止や動物による危害の防止がなされていること

イ 猫の場合、屋内飼養であること

ウ 適切な所有者明示措置がなされていること

エ 適切な繁殖制限措置（繁殖を行う動物取扱業者においては適切な繁殖管理）がなされていること

(5) 誓約書の内容を理解し、遵守できること

(別紙2)

保護ボランティア遵守事項

1 飼養・保管について

- (1) 動物の愛護及び管理に関する法律や狂犬病予防法等の関係法令を遵守すること
- (2) 定期的な清掃・消毒を行い、飼養施設の清潔を維持すること
- (3) 周辺地域の住民の生活環境が損なわれる事態が生じないようにすること。
- (4) ボランティア譲渡された動物について、不妊・去勢手術又はこれに代わる繁殖制限措置により、繁殖させないこと。
- (5) 猫は室内飼養すること。
- (6) ボランティア譲渡された動物の疾病、負傷にあたっては適宜動物病院を受診し、適切な処置を受けること。特に猫パルボウイルス感染症又はエキノコックス症等の感染症の罹患が判明した場合にあつては、隔離等によりまん延防止に努めること。

2 新たな飼い主への譲り渡しについて

- (1) 新たな飼い主に対し、以下の項目を参考に、その犬猫の性格・健康状態・登録状況などの個体情報及び遵守すべき法令等について十分な説明を行うとともに、適正飼養の方法等について教示すること。
 - ・品種等の名称
 - ・性成熟時の標準体重、標準体長その他の体の大きさに係る情報
 - ・平均寿命その他の飼養期間に係る情報
 - ・飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模
 - ・適切な給餌及び給水の方法
 - ・適切な運動及び休養の方法
 - ・主な人と動物の共通感染症その他の当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法
 - ・当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容
 - ・当該動物の性別
 - ・生年月日(生年月日が明らかでない場合にあつては、推定される生年月日等)
 - ・不妊去勢手術の実施状況(未実施の場合には、不妊去勢手術をはじめとする繁殖を制限するための措置の方法及びその推定費用)
 - ・当該動物の病歴、ワクチンの接種状況等
- (2) 譲り渡しに際し、当該動物のワクチン接種歴・病歴等の証明書や診断書がある場合には、動物と併せて交付すること。
- (3) 譲り渡しの際に、新たな飼い主に対し、台帳に記載する事項についてセンターに情報提供することに関して、譲渡誓約書等の文書により承諾を得ること。

3 センターへの協力

- (1) センターからのボランティア譲渡の実施依頼に対し、可能な範囲で協力すること。
- (2) センターからの指導に従うこと
- (3) センターが実施する立入検査等に協力すること